

国内希少野生動植物種一覽表

国内希少野生動植物種一覽表
平成25年6月現在 (全89種)

科名	種名	指定年	特定国内希少野生動植物種(指定年)	保護増殖事業計画(指定年)
がんかも科	シジュウカラガシ	平成5年		
うみずすめ科	エトピリカ	〃		〇(平成13年)
	ウミガラス	〃		〇(平成13年)
しぎ科	アマミヤシギ	〃		〇(平成11年)
ことうどり科	カラフトオオアシギ	〃		
とぎ科	コウノトリ	〃		
	トキ	〃		〇(平成5年)
はと科	キンバト	〃		※平成16年改定
	アカガシラガラスバト	〃		〇(平成18年)
	ヨナクニガラスバト	〃		
わしたか科	オオタカ	〃		〇(平成8年)
	イヌワシ	〃		〇(平成17年)
	オシロワシ	〃		〇(平成17年)
	オオワシ	〃		〇(平成17年)
	クマタカ	〃		
はやぶさ科	シマハヤブサ	〃		
	ハヤブサ	〃		
きじ科	ライチョウ	〃		〇(平成24年)
つる科	タンチョウ	〃		〇(平成5年)
くい科	ヤンバルクイナ	〃		〇(平成6年)
あどり科	オガサワラカラビロ	〃		
みつまい科	ハハシメグロ	〃		
ひたき科	アカビゲ	〃		
	ホシツツミ	〃		〇(平成11年)
	オオトラツツミ	〃		
やいさ科	ヤイロチヨウ	〃		
うき科	チシマカササギ	〃		
きつつき科	オーストラリアオオカガシ	〃		
	ニギチガシ	〃		
あほうどり科	アホウドリ	〃		〇(平成10年)
ふくろう科	ウシミミズク	〃		〇(平成5年)
	シマフクロウ	平成9年 平成5年		
*哺乳類(5種)				
ねこ科	ツシマヤマネコ	平成6年		保護増殖事業計画(指定年)
	イリオモテヤマネコ	〃		〇(平成7年)
おこもり科	ダイウサギ	平成16年		〇(平成7年)
	オガサワラオオコウモリ	平成21年		〇(平成22年)
うさぎ科	アマミノクロウサギ	平成16年		〇(平成16年)
*爬虫類(1種)				
へび科	キクサトサウヘビ	指定年		保護増殖事業計画(指定年)
*両生類(1種)				
さんしょうお科	アベサンショウウオ	指定年		保護増殖事業計画(指定年)

*魚類(4種)

科名	種名	指定年	特定国内希少野生動植物種(指定年)	保護増殖事業計画(指定年)
どじょう科	アユモドキ	平成10年		〇(平成16年)
こい科	イタセンバラ	平成7年		〇(平成8年)
	スイゲンゼニタナゴ	平成14年		〇(平成16年)
	ミヤコタナゴ	平成6年		〇(平成7年)

*昆虫類(15種)

科名	種名	指定年	特定国内希少野生動植物種(指定年)	保護増殖事業計画(指定年)
はんみょう科	オガサワラハニミヨウ	平成20年		〇(平成21年)
げんごろう科	ヤシヤゲンゴロウ	平成8年		〇(平成17年)
	マルコガタノゲンゴロウ	平成23年		
	フチトリゲンゴロウ	〃		
	シヤブゲンゴロウモドキ	〃		
くわがたむし科	ヨナグニマルハネクワガタ	平成23年		
こかねむし科	ヤンバルテナゴコガネ	平成8年		〇(平成9年)
せみ科	インガキニイニイ	平成14年		〇(平成21年)
しみちよう科	オガサワラシジミ	平成20年		〇(平成21年)
	ゴイシツバメシジミ	平成8年		〇(平成9年)
たてはちよう科	ヒヨウモンモドキ	平成23年		
	オガサワラトキ	平成20年		〇(平成21年)
えそとんぼ科	オガサワラアイトトンボ	〃		〇(平成17年)
あおいとんぼ科	オガサワラアイトトンボ	〃		〇(平成21年)
はなだかとんぼ科	ハナダカトンボ	〃		〇(平成21年)
とんぼ科	ヘッコウトンボ	平成6年		〇(平成8年)

*植物(28種、うち特定国内希少野生動植物種7種)

科名	種名	指定年	特定国内希少野生動植物種(指定年)	保護増殖事業計画(指定年)
ちやせんじた科	ヒメタニワタリ	平成20年		〇(平成21年)
きく科	コヘラナレン	〃		〇(平成21年)
あした科	アマミテリダ	平成11年		〇(平成11年)
つじ科	ムニンツツジ	平成10年		〇(平成16年)
	ウラジロヒガゲツツジ	平成24年		
	ヤドリコケモモ	平成11年		
しそ科	シマカコウ	平成20年		〇(平成16年)
のぼたん科	ムニンノボタン	平成10年		〇(平成16年)
すいれん科	シモツケコウホネ	平成24年		〇(平成16年)
らん科	アサヒエヒネ	平成10年		〇(平成16年)
	ホシツルラン	〃		〇(平成16年)
	チヨウセンキバナアツモリソウ	平成14年		〇(平成16年)
	ホテイアツモリ	平成9年		〇(平成6年)
	レブンアツモリソウ	平成6年		〇(平成8年)
	アツモリソウ	平成9年		〇(平成9年)
	オキナワセッコク	平成14年		〇(平成20年)
	ココメキノエラン	平成11年		
	シマホサキラン	平成10年		〇(平成16年)
	クニガミトンボソウ	平成14年		
こしょう科	タイヨウフウトウカズラ	平成10年		〇(平成16年)
	コバトベラ	〃		〇(平成16年)
はなしのぶ科	ハナシノブ	平成7年		〇(平成8年)
さくらそう科	カッコソウ	平成24年		
きんぼうげ科	キタダケソウ	平成6年		〇(平成7年)
はいのき科	ウチダシクロキ	平成20年		〇(平成21年)
くまつづら科	ウラジロコムロサキ	平成10年		〇(平成16年)

生息地等保護区一覧表

生息地等保護区一覧表		(平成24年3月現在)		
名称	設定年月日	面積 (ha) ()は管理地区	指定地の概要	保護に関する方針(概要)
羽田ミヤコタナゴ 生息地保護区 (栃木県大田原市)	平成6年12月26日	60.6(12.8)	・栃木県北部の那須野ヶ原扇状地東部に位置する丘陵地。・羽田沼と同沼を水源とする農業用水路及びそれを取り巻く水田等。	・ミヤコタナゴの生息には、用水路の水質・形質維持及び餌条件、産卵母員であるマツカサガイの生息の確保が必要。・当該区域における各種行為は、用水路の水質・形質等の生息環境への影響について特に配慮が必要。・マツカサガイの捕獲を規制。
北岳キタダケソウ 生育地保護区 (山梨県南アルプス市)	平成6年12月26日	38.5(38.5)全域	・南アルプス北岳山頂部南東斜面。・標高2,750m以上の高山帯で、高山植物群落地帯。	・キタダケソウの生育には、生育基盤である地形・地質の維持並びにキタダケソウ群落及び周辺植生の確保が必要。・当該区域における各種行為は、地形・地質、植生等の生育環境への影響について特に配慮が必要。・積雪期以外の期間(毎年6月1日から11月30日まで)について登山道を除く全域を立入制限地区に指定。
善王寺長岡アベサンジョウウオ 生息地保護区 (京都府京丹後市)	平成18年7月3日	13.1(3.9)	・丹後半島のほぼ中央部の丘陵地に位置する標高30～60mの小丘陵。・主に落葉広葉樹二次林で、一部竹が優占している。	・繁殖場所、幼生の生息環境となる池、水路、それらの湧水源並びに成体の生息環境となる水辺周辺の森林の保護が必要。・各種行為は、生息環境に影響を及ぼさないよう配慮が必要。
大岡アベサンジョウウオ 生息地保護区 (兵庫県豊岡市)	平成10年11月4日	3.1(3.10)全域	・兵庫県北部の大岡山(標高663.6m)の東南斜面。・ヤブツバキ、アラカシ等の常緑広葉樹及びヒノキ、スギや竹林の混交林。	・水路等の水質、底質等の保全、水量の安定的な供給、うつ閉し森林の湿潤な林床の保全が必要。・当該区域における各種行為は、生息環境に影響を及ぼすことのないよう配慮が必要。
山迫ハナシノブ 生育地保護区 (熊本県阿蘇郡高森町)	平成8年6月3日	1.13(1.13)全域	・阿蘇山の東外輪上に位置する北向きの緩斜面で、標高は約800m。・採草地として利用されてきた草地。・周囲の土地はスギ、クヌギの造林地となっている。	・刈取り等の実施により植生の遷移を抑制することが必要。・当該区域における各種行為は、地形、地質、植生等の生育環境の維持について配慮が必要。
北伯母様ハナシノブ 生育地保護区 (熊本県阿蘇郡高森町)	平成8年6月3日	7.05(1.94)	・阿蘇山の東外輪上に位置する北向きの緩斜面で、標高は約800m。・高さ数メートル程度のヒノキの若齢造林地。・周囲の土地はスギ、クヌギの造林地となっている。	・刈取り等の実施により植生の遷移を抑制すること、及び間伐等の森林管理を適切に実施し造林木の被陰による生育への影響を最小限とすることが必要。・当該区域における各種行為は、地形、地質、植生等の生育環境の維持について配慮が必要。
蘭牟田池ベッコウトンボ 生息地保護区 (鹿児島県薩摩川内市)	平成8年6月3日	153(60)	・蘭牟田池は、標高300mに位置する火口湖で、池の北西部は泥炭からなる湿原となっている。・蘭牟田池の周囲は、水田、畑地等として利用されているほか、宿泊施設、キャンプ場等が整備されている。	・池は、産卵、幼虫の生息、羽化の場として重要であり、当該区域における各種行為は、池の水位、水質、底質及び湿原植生の維持について配慮が必要。・池周辺の草地は、成虫の採餌の場として利用されており、草地植生を維持することが必要。
宇江城岳キクザトサフヘビ 生息地保護区 (沖縄県久米島町)	平成10年6月15日	600(255)	・沖縄県久米島北部の宇江城岳を中心とする山地周辺の地域。・複数の沢の源流となっており、イタジイなどの広葉樹林が広がっている。	・キクザトサフヘビは、水環境への依存度が高く、水質の保全、集水域の地形及び森林の維持、水量の安定的な確保が必要。・各種行為は、生息環境に影響を及ぼさないよう配慮が必要。
米原インガキニイニイ 生息地保護区 (沖縄県石垣市)	平成15年11月11日	9.0(9.0)全域	・沖縄県石垣島北部のヤエヤマヤシ群落と一体となって成立している湿潤な広葉樹林及びその周辺地域。	・生息基盤である広葉樹林内の環境及びヤエヤマヤシ群落の一体的維持が必要。・幼虫が生育する地域においては、土壌の乾燥化、踏み固め及び流失を避けるため立入制限地区に指定。

保護増殖事業計画一覧

保護増殖事業計画一覧 (49種)		平成24年11月現在 告示年月日	
種名	策定省庁	種名	策定省庁
ツシマヤマメコ	環境庁、農林水産省	ツシマヤマメコ	環境庁、農林水産省
イリオモテヤマメコ	環境庁、農林水産省	イリオモテヤマメコ	環境庁、農林水産省
アマミノクロウサギ	文部科学省、農林水産省、環境省	アマミノクロウサギ	文部科学省、農林水産省、環境省
オガサワラオオコウモリ	文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	オガサワラオオコウモリ	文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省
アホウドリ	環境庁	アホウドリ	環境庁
トキ	文部科学省、農林水産省、環境省	トキ	文部科学省、農林水産省、環境省
タンチョウ	環境庁	タンチョウ	環境庁
シマフクロウ	環境庁、農林水産省、建設省	シマフクロウ	環境庁、農林水産省、建設省
イヌワシ	環境庁、農林水産省	イヌワシ	環境庁、農林水産省
ノゾクゲラ	環境庁、農林水産省	ノゾクゲラ	環境庁、農林水産省
オオトラツグミ	環境庁、農林水産省	オオトラツグミ	環境庁、農林水産省
アマミヤマシギ	環境庁、農林水産省	アマミヤマシギ	環境庁、農林水産省
ウミガラス	環境省	ウミガラス	環境省
エトピリカ	環境省	エトピリカ	環境省
ヤンバルクイナ	文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	ヤンバルクイナ	文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省
オジロワシ	文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	オジロワシ	文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省
オオワシ	文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	オオワシ	文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省
アカガシカララスバト	文部科学省、農林水産省、環境省	アカガシカララスバト	文部科学省、農林水産省、環境省
ライチョウ	文部科学省、農林水産省、環境省	ライチョウ	文部科学省、農林水産省、環境省
アベサタンシヨウウオ	環境庁、建設省	アベサタンシヨウウオ	環境庁、建設省
ミヤコタナゴ	環境庁、文部省、農林水産省、建設省	ミヤコタナゴ	環境庁、文部省、農林水産省、建設省
イタセシバラ	環境庁、文部省、農林水産省、建設省	イタセシバラ	環境庁、文部省、農林水産省、建設省
シゲイゲンゼニタナゴ	農林水産省、国土交通省、環境省	シゲイゲンゼニタナゴ	農林水産省、国土交通省、環境省
アユモドキ	文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	アユモドキ	文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省
ベッコウトンボ	環境庁、文部省、農林水産省	ベッコウトンボ	環境庁、文部省、農林水産省
ゴイソウババシジミ	環境庁、文部省、農林水産省	ゴイソウババシジミ	環境庁、文部省、農林水産省
ヤシヤゲテングガコガネ	環境庁、文部省、農林水産省	ヤシヤゲテングガコガネ	環境庁、文部省、農林水産省
ヤシヤゲテングガコガネ	農林水産省、環境省	ヤシヤゲテングガコガネ	農林水産省、環境省
オガサワラハンミョウ	農林水産省、国土交通省、環境省	オガサワラハンミョウ	農林水産省、国土交通省、環境省
オガサワラシジミ	文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	オガサワラシジミ	文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省
オガサワラトンボ	文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	オガサワラトンボ	文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省
オガサワラアオイトトンボ	農林水産省、国土交通省、環境省	オガサワラアオイトトンボ	農林水産省、国土交通省、環境省
ハナタカトンボ	文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	ハナタカトンボ	文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省
キタダケトンボ	環境庁	キタダケトンボ	環境庁
レブンアツモリノウ	環境庁、農林水産省	レブンアツモリノウ	環境庁、農林水産省
ハナシノブ	環境庁	ハナシノブ	環境庁
チヨウセンキナハナツモリノウ	農林水産省、環境省	チヨウセンキナハナツモリノウ	農林水産省、環境省
ニムツツジ	農林水産省、環境省	ニムツツジ	農林水産省、環境省
ムニンノボタン	農林水産省、環境省	ムニンノボタン	農林水産省、環境省
アサヒエビネ	農林水産省、環境省	アサヒエビネ	農林水産省、環境省
ホシツルラ	農林水産省、環境省	ホシツルラ	農林水産省、環境省
シマホサキラン	農林水産省、環境省	シマホサキラン	農林水産省、環境省
タイヨウフウトウカズラ	農林水産省、環境省	タイヨウフウトウカズラ	農林水産省、環境省
コハトベロ	農林水産省、環境省	コハトベロ	農林水産省、環境省
ウラジロコムラサキ	農林水産省、環境省	ウラジロコムラサキ	農林水産省、環境省
ヒメタニワタリ	農林水産省、国土交通省、環境省	ヒメタニワタリ	農林水産省、国土交通省、環境省
コハラナレン	農林水産省、国土交通省、環境省	コハラナレン	農林水産省、国土交通省、環境省
シマカコシノウ	農林水産省、国土交通省、環境省	シマカコシノウ	農林水産省、国土交通省、環境省
ウチダシクロク	農林水産省、国土交通省、環境省	ウチダシクロク	農林水産省、国土交通省、環境省

保護増殖事業確認・認定一覧

種名	確認・認定者	確認・認定年月
イタセシバラ	大阪府 (水道記念館)	平成17年 7月
シマフクロウ	大阪府 (動物園)	平成18年 4月
レブンアツモリノウ	礼文町 (高山植物培養センター)	平成18年11月
イタセシバラ	水原市	平成19年 3月
ツシマヤマメコ	東京都井の頭自然文化園	平成19年 4月
アホウドリ	財団法人山鹿島類研究所	平成20年 1月
イタセシバラ	大阪府 (大阪府環境農林水産総合研究所 水生生物センター)	平成21年 8月
トキ	石川県 (いしかわ動物園)	平成21年12月
ツシマヤマメコ	佐世保市 (西海国立公園九十九島動物園)	平成22年 3月
シマフクロウ	根室市	平成22年 4月
ツシマヤマメコ	福岡市 (福岡市動物園)	平成22年 4月
トキ	出雲市	平成22年10月
ツシマヤマメコ	横浜市 (よこはま動物園)	平成23年 4月
ツシマヤマメコ	富山市 (富山市ファミリーパーク)	平成23年 4月
アカガシカララスバト	東京都 (恩賜上野動物園、多摩動物公園)	平成23年 4月
ツシマヤマメコ	盛岡市 (盛岡市動物園)	平成23年 6月
ツシマヤマメコ	沖縄市 (沖縄こども未来ゾーン)	平成23年 6月
トキ	国立大学法人新潟大学	平成23年 9月
ツシマヤマメコ	名古屋大学 (東山動物園)	平成23年 9月
トキ	長岡市	平成23年10月
ツシマヤマメコ	京都市 (京都市動物園)	平成24年 3月
アホウドリ	東京都	平成24年10月
トキ	佐渡市	平成25年 4月

・絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律 抄

(保護増殖事業計画)

第四十五条 環境大臣及び保護増殖事業を行うとすの国の行政機関の長(第三項において「環境大臣等」という)は、保護増殖事業の適正かつ効果的な実施に資するため、中央環境審議会の意見を聴いて保護増殖事業計画を定めるものとする。

2 前項の保護増殖事業計画は、保護増殖事業の対象とすべき国内希少野生動物種ごとに、保護増殖事業の目標、保護増殖事業が行われるべき区域及び保護増殖事業の内容その他保護増殖事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項について定めるものとする。

3 環境大臣等は、第一項の保護増殖事業計画を定めたときは、その概要を官報で公示し、かつ、その保護増殖事業計画を一般の周知に供しなければならない。

4 第一項及び前項の規定は、第一項の保護増殖事業計画の変更について準用する。

(認定保護増殖事業等)

第四十六条 国は、国内希少野生動物種の保存のために必要があるときは、保護増殖事業を行うものとする。

2 地方公共団体は、その行う保護増殖事業であつてその事業計画が前条第一項の保護増殖事業計画に適合するものについては、環境大臣のその旨の承認を受けることができる。

3 国及び地方公共団体以外の者は、その行う保護増殖事業については、その者がその保護増殖事業を適正かつ確実に実施することができる、及びその保護増殖事業の事業計画が前条第一項の保護増殖事業計画に適合している旨の環境大臣の認定を受けることができる。

4 環境大臣は、前項の認定をしたときは、環境省で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。第四十八条第二項又は第三項の規定によりこれを取り消したときも、同様とする。

ライチョウ保護増殖事業計画

ライチョウ保護増殖事業計画

平成 24 年 10 月 31 日
文部科学省
農林水産省
環境省

第 1 事業の目標

ライチョウ (*Lagopus mutus japonicus*) は、種ライチョウ (*Lagopus mutus*) の中で、最も南に隔離分布する日本固有亜種で、本州中部の頸城山塊、北アルプス、乗鞍岳、御嶽山及び南アルプスの高山帯で繁殖し、冬には亜高山帯にも降りて生活する。日本の山岳生態系を象徴する種であり、日本の生物多様性を保全していくためにも重要な種の一つである。

本亜種は、約 2 万年前の最終氷期に大陸から日本列島に移動してきて以後、山岳ごとに異なる遺伝子組成を持った個体群に分化していることが、ミトコンドリア DNA の解析から明らかになっている。また、最近の調査からは、山岳の個体群ごとに、一腹卵数、営巣環境、餌内容、なわばりの広さ等に違いがあることが分かっていた。

本亜種の生息については、かつては、中央アルプス、白山、八ヶ岳及び蓼科山にも生息していた記録があるが、これらの山岳の個体群は絶滅している。ただし、平成 21 年には、白山で 70 年ぶりに雌 1 羽が確認され、その 1 羽はその後 3 年間にわたり生息が確認されている。

全国の個体数は、1984 年以前に 20 年かけた調査から約 3,000 羽と推定されたが、同じ方法で行われた最近の調査では 2,000 羽以下に減少していると考えられている。

キツネ・カラス等捕食者となり得る種の本亜種の生息地への分布拡大、登山者によるごみの放置や不適切な処理等の山岳環境の汚染に起因する細菌・ウイルス等の感染、開発による生息地の減少や分断、本亜種の生息地に由来生息していなかったニホンジカ等の野生動物の分布が拡大し、高山植生が採食されることによる生息環境の劣化等の様々な要因が本亜種の生息に影響を及ぼすことが懸念されている。また、長期的には気候変動により、本亜種の生息適地が減少する可能性も指摘されている。本亜種の生息を圧迫している要因を特定することは現時点では困難であるが、今後の調査分析によりその要因を明らかにし、その後の対策を講じていくことが大きな課題となっている。

本事業は、山岳ごとに本亜種の生息状況をより詳細に把握し、生息を圧迫する要因を明らかにすることにより、その軽減及び除去を行い、本亜種の生息に必要な環境の維持及び改善を図るとともに、野生個体数の急激な減少も想定して、飼育繁殖技術を確認し、繁殖個体の適切な方法による再導入等を検討すること等により、本亜種が自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標とする。

第 2 事業の区域

新潟県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県及び静岡県における本亜種の分布域（かつて分布域であった地域を含む。）並びに第 3 の 3 により飼育下における繁殖を行う区域

第 3 事業の内容

1 生息状況等の把握

本事業を適切かつ効果的に実施するため、以下の調査を本亜種の生息する山岳ごとに行うことにより、本亜種及び本亜種を取り巻く状況に関する情報の収集及び実態の把握に努める。調査の実施に際しては、研究者のほか、山岳関係者、登山者等からも目撃情報等を集めるよう努める。

(1) 生息状況の調査及びモニタリング

本亜種の分布域、個体数、生息密度等の生息状況を把握するための調査及び定期的なモニタリングを行う。なお、本亜種の個体数については、ある程度の年変動があることが確認されていることから、継続的なモニタリングを行う。

(2) 山岳ごとの個体群の生息等の把握

本亜種については、最近の調査によって山岳ごとに生息等に違いがあることが指摘されているため、本亜種の山岳ごとの個体群の食性及び採餌行動、繁殖時期及び繁殖生息、繁殖成功率、死亡率、若鳥の移動分散等の本事業を実施するに当たって必要となる基本的な情報を把握する。

また、過去及び現在の分布域における個体から得られる羽や血液等の試料について遺伝子解析を進め、山岳ごとの個体群の遺伝的多様性、その変

化等を把握する。

(3) 個体群の維持に影響を及ぼす要因の把握

一部の山岳では本亜種の個体数の明らかな減少傾向が確認されていることから、実際に個体数が減少している山岳において、減少要因を解明するための調査を実施する。

また、本亜種への影響が懸念される感染症の原因菌等について、本亜種における保有状況、本亜種を取り巻く生息環境への侵入状況等を把握する。

(4) 生息に適する環境等の把握

(1) から (3) までの調査結果に基づき、本亜種の過去及び現在の分布域における生息に適した環境を山岳ごとに明らかにし、環境収容力の推定を行うとともに、本亜種と本亜種を取り巻く生態系との関係を把握する。

また、本亜種の生息環境として重要な高山植生の分布域と気候変動との関係を把握するため、長期的なモニタリングに努める。

2 生息地における生息環境の維持及び改善

本亜種の自然状態での安定した存続のためには、営巣場所、隠れ場及び餌場として利用されるハイマツその他の高山植生等本亜種を取り巻く生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。このため、1 で得られた知見等に基づき、本亜種の生息環境の悪化、個体数の減少等を防止するための効果的な対策の検討や、本亜種の生息及び繁殖に適した環境の維持及び改善を図るための取組を進める。

(1) 生息地における巡視等

本亜種への不用意な接近、ペットの持込み等、本亜種の生息及び繁殖に悪影響を及ぼすおそれのある行為を防止するために、本亜種の生息地及び周辺地域における巡視、制札の整備等を行う。

(2) 従来生息していなかった野生動物等の侵入による影響の防止

高山植生を採食し、本亜種の生息環境に影響を及ぼすおそれのあるニホンジカ等が、本亜種の生息地へと分布を拡大していることについて、その分布状況及び影響を監視するとともに、本亜種の生息地及び周辺地域において、これらの種の侵入防止策について検討を行い、本亜種の生息地として重要な場所からの排除及び侵入防止を図る。

また、生ゴミの放置等の人為的な要因によるキツネ、カラス等の捕食者の本亜種の生息地への侵入防止に努める。

あわせて、山岳環境の維持・改善等を図ることにより、本亜種への影響が懸念される感染症の侵入を防止する。

3 飼育下での繁殖及び再導入等の検討

一部の山岳においては、本亜種の分布域の縮小及び個体数の減少が確認されており、感染症等により、個体数が急激に減少する可能性があることを考慮して対策を講ずる必要がある。具体的には、健全な野生個体群が存在する今の段階から、飼育繁殖技術の確立及び飼育下における生態的知見の把握を行い、一定の個体数の維持を図ることを目的として、繁殖に必要な体制の整備等を行った上で飼育繁殖を実施する。

また、飼育繁殖によって得られた個体は、必要に応じて本亜種の生息地への再導入等を検討する。なお、個体の飼育繁殖、再導入等に当たっては、飼育下における繁殖による行動特性の変化、飼育個体同士又は再導入等した個体から野生個体群への病原体の感染等の飼育個体群及び野生個体群の存続を圧迫するおそれがある要因にも十分留意し、適切な飼育繁殖及び再導入等の方法を確立する。

4 普及啓発等の推進

本亜種の保護増殖事業を実施あるものとするためには、国及び関係地方公共団体、各種事業活動を行う事業者並びに関係地域の住民及び山岳利用者を始めとする国民の理解及び協力が不可欠である。このため、本亜種の生息状況及び保護の必要性、山岳を利用する際の留意事項、本亜種に影響を及ぼす動物の侵入防止策の必要性、山岳の実施状況等に関する普及啓発及び情報発信を、本亜種の生息、飼育繁殖技術等に関する専門的な知識を有する者、地元の保護活動団体、観光関係者等の協力を得ながら進め、本亜種の保全に対する配慮及び協力を働きかけ、地域の自主的な保護活動の展開が図られるよう努める。

5 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施に当たっては、国、関係地方公共団体、本亜種の生息、飼育繁殖技術等に関する専門的な知識を有する者、地元の保護活動団体、観光関係者、地域の住民等関係者間の連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。

キタダケソウ保護増殖事業計画

キタダケソウ保護増殖事業計画

平成7年7月17日

環 境 庁

第1 事業の目標

キタダケソウは、南アルプス北岳の山頂の限られた範囲にのみ生育する多年生草本植物であるが、生育株数の増減等の生育状況について詳細には把握されていない。また、登山道が生育地に近接しているため、登山者に踏みつけられたり、園芸価値が高いことによる盗掘の事例がみられるなど、本種の個体数の減少をもたらすおそれのある要因が存在している。

本事業は、北岳山頂部における本種の生育状況の把握と監視に努めつつ、登山者の踏みつけによる影響や盗掘による被害等がみられる場合には、生育環境の改善・回復を図るとともに、生育地への立入りや盗掘の防止策の強化等を行うことにより、本種が自然状態で安定的に存続できる状態になることを目標とする。

第2 事業の区域

山梨県南アルプス北岳山頂部

第3 事業の内容

1 生育状況の把握・モニタリング

本事業の適切かつ効果的な実施のため、以下の調査を行う。

(1) 生育状況の把握・モニタリング

生育地点、生育株数の現状及び増減等の本種の野外個体群の生育状況に関する情報の収集及び定期的なモニタリングを行う。

(2) 生態特性の把握

野生下での繁殖様式、実生の定着環境等の本種の生態特性の把握を目的とした調査を行う。

(3) 生育の圧迫要因及びその影響の把握・モニタリング

盗掘、登山者の生育地への立入り、生育地を横断する登山ルートによる影響、生育地における土砂の崩壊、生育地への植物の持ち込み等個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある要因及びその影響の現状把握並びにモニタリングを行う。

2 生育地における生育環境の改善・回復

本種の自然状態での安定した存続のためには、周辺の植生や地質など本種を取り巻く生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。このため、上記1の現状把握やモニタリングの結果、本種の生育環境が悪化し、個体数の減少や裸地化等の影響が見られる場合には、その原因を把握するとともに

に、本種の生態特性を十分に踏まえて、その効果的な実施方法を検討し、本種の生育・繁殖に適した環境の改善・回復を図る。

3 生育地への登山者の立入りや盗掘の防止

登山ルート周辺において監視を強化し、保護柵や制札等を整備する等により、北岳キタダケソウ生育地保護区の立入り制限措置の適切な実施を図る。なお、上記1の現状把握やモニタリングの結果、生育地への登山者の立入りや盗掘による影響がみられる場合には、必要に応じて、現在利用されている登山ルートの変更を行う。

4 普及啓発の推進

本種の保護増殖事業を有効なものとするためには、関係行政機関、生育地周辺の山小屋、北岳への登山者をはじめとする国民の理解と協力が不可欠である。このため、本種の生育状況及び保護の必要性、保護増殖事業の実施状況等に関する普及啓発を推進し、本種の保護に関する配慮と協力を呼び掛けることとする。また、生育地への植物の持ち込み等、本種の生育に支障を及ぼす行為の防止について、理解と協力を呼び掛ける。

5 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施に当たっては、事業にかかわる国、山梨県及び芦安村の各行政機関、本種の生態等に関する研究者、登山関係者等の関係者間の連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。